

U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 事業名

U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務

(2) 事業目的等

高知県移住促進・人材確保センター（以下「センター」という。）が実施する情報発信・プロモーションについて、効果的に実施できるよう分析及び改善提案を行う。センターが委託事業終了後、継続して行えるようにするため、年間を通じて助言・サポート等を実施し、高知県の移住促進に繋げることを目的とする。

(3) 事業内容

別添資料1「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務 仕様書（案）」の内容に基づくこと

(4) 委託期間

契約締結日から令和4年3月10日まで

2 見積限度額

11,398千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務 プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と（一社）高知県移住促進・人材確保センター（以下、「センター」という。）は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。

14日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めてセンターと交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次の各条件を満たしていることとする。または、次の各要件を満たしている事業者との共同での提案や次の各要件を満たしている他の事業者にも業務の一部を再委託することを前提とした提案も可能とする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び消費税、地方消費税を滞納していないこと

6 説明会

日時：令和3年3月18日（木） 午後2時から

場所：オンライン中継による（Zoomによる接続を予定）

※高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター内から配信予定

※説明会への参加は、別紙のオンライン説明会参加申込書により3月17日（水）午後5時までに、電子メールで申込みを行うこと。

※参加申し込み者には、3月18日（木）午前10時までに電子メールでミーティングIDを送信するが、到着しない場合はセンターまで電話で連絡すること。

電子メール：office@iju-jinzai.kochi.jp ※電話：088-855-6648

7 質疑と回答

質疑は令和3年3月19日（金）までに質疑書（別紙様式1）により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は令和3年3月23日（火）までにセンターホームページに掲載する。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、質疑書（別紙様式1）のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外は受け付けない。

Eメール：office@iju-jinzai.kochi.jp

ホームページ：<https://www.iju-jinzai.kochi.jp/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式2）及び法人概要書（別紙様式3）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付ける。申込に当たって提出される書類を次表に示す。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書 ※共同提案の場合、共同提案者一覧も提出のこと	A 4 縦	1 部
3	法人概要書（別紙資料の添付も可） ※共同提案の場合、共同提案者分も提出のこと	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和3年3月25日（木） 午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階

（一社）高知県移住促進・人材確保センター TEL 088-855-6648

担当：藤村、堀部、黒川

(2) 資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和3年3月26日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

9 企画提案書の作成

別途定める「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務 プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

10 審査

別途定める「U・I ターン促進にかかるプロデュース委託業務 プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、令和3年4月15日（木）までに、センターホームページにて公開する。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター情報公開規程に基づき対処するものとする。

ホームページ：<https://www.iju-jinzai.kochi.jp>

一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター情報公開規程

[https://www.iju-jinzai.kochi.jp/?page_id=156]

12 日程（予定）

令和3年3月11日（木）	募集開始
令和3年3月18日（木）	説明会（午後2時～午後3時）
令和3年3月19日（金）	質疑書〆切
令和3年3月25日（木）	参加申込書類の提出〆切（午後5時）
令和3年4月12日（月）	企画提案書の提出〆切（午前10時）
令和3年4月14日（水）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和3年4月15日（木）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（センター及び審査委員会での使用に限ります。）する。
- （3）提出された企画提案書は、一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規程により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を記入のうえ別紙様式4により提出すること。
開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同規程に基づきセンターが客観的に判断する。
- （4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14 問い合わせ先

〒780-0870

高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センター5階

（一社）高知県移住促進・人材確保センター

担当者：藤村、堀部、黒川

TEL：088-855-6648

FAX：088-855-7764

電子メール：office@iju-jinzai.kochi.jp（すべて半角小文字）

15 その他

- （1）参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- （2）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- （3）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

- ② 審査委員、センター職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) この事業は高知県の補助を受けて実施するものであり、補助金の交付決定がなされなかった場合は、当該委託業務に係る一切の手続きを停止し、事業を実施しない場合がある。